

北九保地介第2876号
平成31年 3月29日

各介護サービス事業所等 管理者 様

北九州市保健福祉局地域福祉部
介護保険課長 岩村 恭代

本年4月27日から5月6日までの10連休における
介護保険サービス等提供体制に関する対応について

平素より、本市の保健福祉行政の推進にご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、新天皇即位に伴う関係法令の適用により、4月27日（土）から5月6日（月）までの間については、10日間連続の休日（以下「10連休」という。）となることが決定されました。

これにより、医療機関等においては、10連休における医療提供体制が通常とは異なる可能性があります。

各介護サービス事業所等におかれましては、10連休中に開所する場合は、サービス提供中の緊急時の対応等について、あらかじめ協力医療機関等と連携体制を確認する等、利用者の処遇に支障を来さないようご注意ください。

【担当】

北九州市 保健福祉局 地域福祉部
介護保険課 事業者支援係

TEL：093-582-2771